

四半期報告書

(第32期第1四半期)

自 平成25年7月1日

至 平成25年9月30日

ウェルネット株式会社

東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 6
- (2) 新株予約権等の状況 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 8
- (4) ライツプランの内容 8
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 8
- (6) 大株主の状況 8
- (7) 議決権の状況 9

2 役員の状況 9

第4 経理の状況 10

1 四半期財務諸表

- (1) 四半期貸借対照表 11
- (2) 四半期損益計算書 13

2 その他 16

第二部 提出会社の保証会社等の情報 17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【四半期会計期間】	第32期第1四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	ウェルネット株式会社
【英訳名】	WELNET CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮澤 一洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
【電話番号】	03（3580）0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪飼 俊哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
【電話番号】	03（3580）0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 猪飼 俊哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第1四半期 累計期間	第31期
会計期間	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日	自平成24年 7月1日 至平成25年 6月30日
売上高（千円）	1,812,371	6,866,190
経常利益（千円）	419,021	1,420,946
四半期（当期）純利益（千円）	264,040	759,210
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—
資本金（千円）	667,782	667,782
発行済株式総数（株）	10,100,000	11,501,900
純資産額（千円）	8,015,171	7,997,479
総資産額（千円）	22,056,056	20,368,730
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	26.30	75.64
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	26.12	73.77
1株当たり配当額（円）	—	25.00
自己資本比率（%）	36.2	39.2

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 当社は、当第1四半期累計期間より四半期財務諸表を作成しているため、前第1四半期累計期間については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、円安と株高を背景に景気は緩やかに回復傾向にあります。このような情勢のもと、当社は平成25年8月に公表した「中期経営3か年計画（2013年7月－2016年6月）」に掲げられた目標を達成すべく、諸施策を着実に推進・実行してまいりました。

なお、平成25年6月期第1四半期においては連結財務諸表作成会社であり、個別の経営成績を開示しておりませんが、参考のため前年同四半期との比較について、個別の経営成績の数値との比較を記載しております。

各サービス別の概況は以下のとおりであります。

①マルチペイメントサービスにおきましては、持続的なEC市場の拡大により既存契約事業者との取扱が増加したことに加え、新規事業者の開拓を積極的に進めました。ネットDE受取サービスにおきましても既存契約事業者の利用拡大が進みました。また平成25年10月よりローソン店頭での現金受取サービスを開始し、ネットDE受取サービスに加え、事業者から消費者への新たな送金手段の提供を開始するなどマルチペイメントサービスの更なる付加価値向上に取り組みました。以上の結果、マルチペイメントサービスの売上高は1,657百万円（前年同期比14.8%増）、売上総利益は533百万円（前年同期比17.8%増）となりました。

②オンラインビジネスサービスにおきましては、従来型のPINオンライン販売サービスの取扱は減少に転じましたが、前期に開始したPOSでPINをアクティベートするサービスの売上高が増加しました。以上の結果、オンラインビジネスサービスの売上高は137百万円（前年同期比18.1%減）、売上総利益は109百万円（前年同期比19.9%減）となりました。

③電子認証サービスにおきましては、大規模認証向けシステム、中小規模向けパッケージ商品、バスケットとレジャーランド入場券をセットで購入できるセット券販売システムなどサービスメニュー構成の改革に取り組みました。

以上の結果、電子認証サービスの売上高は16百万円（前年同期比40.3%減）、前期末にシステム見直しを進め固定費を圧縮したことから、売上総利益は6百万円（前年同期比78.3%増）となりました。

以上の結果、当社の当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高1,812百万円（前年同期比10.5%増）、営業利益413百万円（前年同期比12.8%増）、経常利益419百万円（前年同期比13.4%増）、四半期純利益264百万円（前年同期比16.3%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は22,056百万円となりました。流動資産は20,111百万円であり主な内訳は現金及び預金14,562百万円、有価証券3,900百万円であります。現金及び預金には、回収代行業務に係る収納代行預り金が11,040百万円含まれておりますが、これは翌月の所定期日には事業者に送金されるものであり一時的に当社が保管するものであります。固定資産は1,944百万円であり、内訳は有形固定資産514百万円、無形固定資産358百万円、投資その他の資産1,072百万円であります。

一方、負債合計は14,040百万円となりました。主な内訳は収納代行預り金11,040百万円、営業未払金2,109百万円であります。

純資産合計は8,015百万円となりました。主な内訳は株主資本7,988百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現在の当社には、(a)当社の中核事業である収納代行業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、多額の現金を保有しております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

② 前記①の基本方針に係る取り組みの具体的内容

i. 企業価値向上に向けた取り組み

当社は、平成8年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあつたら便利なくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。

そして、平成22年8月に公表した中期経営計画において、当社の存在意義、社員の行動指針を定めた「ウェルネットアレー※」をベースとし、バリュートランスファープラットフォームの拡充、データセンター再構築、新規事業開発、グローバル化、当社事業とシナジー効果の高い事業者との提携、M&Aを主要戦略として位置付け、最終年度となる平成27年6月期の単体20億円、M&A、新規事業などによるものとして10億円、合計30億円の経常利益の達成を数値目標に掲げ、そのための社内体制整備を行うこと、及び、期間中の配当性向については特殊要因を除いて33.3%といたしました。

この中期経営計画に基づき施策を推進してきた結果、3年目の平成25年6月期の数値目標に設定した経常利益13億円に対して、14億2千万円の実績で数値目標を1億2千万円上回り、株主様への配当（1株当たり）も中期経営計画開始直前期の12円から25円と倍増することができました。さらに、本年7月から平成28年6月期に亘る新たな中期経営3か年計画を策定してさらなる成長を目指しております。当社はITの本質を、価値生産者がエンドユーザーと直接結びつき、商品・サービスを、時間と場所の制約を超えて直接売買できるしくみと認識しております。当社は快適かつ先進的な決済プラットフォームをコアとし、その周辺に事業領域を拡大することで継続的な利益成長を達成してまいります。

今後3年間の具体的な重点施策を、次世代を担うビジネススキームの確立、カイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）の2つとし、これらにリソースを集中投入してまいります。

新中期経営3か年計画の具体的な数値目標として

- ・営業利益目標 平成28年6月期 20億円

- ・株主の皆様へ中期経営計画中の利益を100%還元

- A. 中期経営計画中の配当性向を特殊要因は除き、従来の33.3%から50%に引き上げます。

- B. 税引き後利益のうち、配当後残額のすべてを自己株式の取得・消却に充当していくことで利益の100%を株主の皆様へ還元いたします（現状保有する自己株式は売渡請求用の自己株式・株式給付信託J-ESOP等を除き消却し、新たに取得した自己株式はその用途を目標達成のためのストックオプション等に限定し、その他は消却していきます）。

③平成28年6月期ROE目標 15%

成長戦略を着実に推進し、収益力を一層高める一方、株主様への配当額増加と自己株式の取得・消却を実施していくにより、ROEの向上及びEPSの増加を目指していきます。これらの諸施策により中期経営3か年計画最終年度（平成28年6月期）のROE目標を15%以上とすることとしております。当社は、株主様、社員、お取引様との健全かつこれら関係者にメリットを出せる関係構築を今後も基本方針とし、着実に企業価値向上に注力してまい

ります。

ii. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、平成21年度以降、実質的創業メンバーに加えて、業務執行体制強化のために取締役数を増員し、さらに独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果しております。らに、当社は会社としての存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレーテ[※]”として定め、実効性のあるガバナンスを実現しております。

(※アレーテとはギリシャ語で「徳」、「優れたもの」、「卓越したもの」を意味します。)

(ウェルネットアレーテ)

- ・ “あったら便利なくみ”を作り続けることで社会に貢献します。
- ・ その「なくみ」を広く世の中に提案・普及させます。
- ・ そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します。

(ウェルネット社員アレーテ)

- ・ 既成概念にとらわれず発想します。
- ・ まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします。
- ・ 議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します。
- ・ 「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします。
- ・ 実行結果を検証し、さらに改善、を繰り返します。
- ・ 報告は正直、正確、迅速に行います。
- ・ 提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います。
- ・ 清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません。

iii. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するためのものです。また、当社の主要株主についていえば、平成25年6月30日現在、総株主の議決権の数に対する割合にして約12%を保有する株式会社日本政策投資銀行などの大株主はいるものの、確固たる安定的な株主構成とは言えない状態です。

当社取締役会は、当社株式の大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に事業計画や代替案等を提示するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。本プランは基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環であります。

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成22年9月25日開催の第28回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ております。本プランは、株主の皆様のご意思に従い、株主総会または取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付等（注）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様が取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間または株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(注) 対象となる買付等とは、以下の①または②に掲げるものをいいます。

①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券所有割合の合計が20%以

IV. 上記の取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当社の取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へに事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置いたします。実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うことといたします。

当社取締役会による恣意的判断を排するために、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとなっております。また、株主及び投資家の皆様へに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保しており株主共同の利益確保に必要なかつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

当社は、以上の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費は5,816千円であります。なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	27,312,000
計	27,312,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成25年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成25年11月14日）	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	10,100,000	10,100,000	東京証券取引所 JASDAQ （スタンダード）	単元株式数 100株
計	10,100,000	10,100,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①業績目標連動型第1回新株予約権

決議年月日	平成25年8月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 57名
新株予約権の数（個）	3,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	340,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	940
新株予約権の行使期間	自平成25年9月4日 至平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 940 資本組入額 470
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編 対象会社の取締役会の決議による承認を要する ものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、下記（i）及び（ii）に掲げる条件が満たされた場合、それぞれ定められた割合を
限度として本新株予約権を行使することができる。

（i）平成26年6月期の営業利益が14.5億円を超過した場合及び平成27年6月期の営業利益が15.5億円
を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで

（ii）平成27年6月期の営業利益が15.5億円を超過した場合及び平成28年6月期の営業利益が20億円を
超過した場合、割り当てられた本新株予約権の100%

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合に
は、別途参照すべき指標を取締役にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役ま
たは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある

と取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記①に準じて決定する。

- ① 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記①で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金940円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行

う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 下記①に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から下記①に定める行使期間の末日までとする。
 ① 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成25年9月4日から平成30年9月3日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 (注) 1に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年8月30日	△1,401,900 (注)	10,100,000	—	667,782	—	3,509,216

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

なお、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社から平成25年9月3日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書(No. 8)により、平成25年8月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
保有株券等の数	1,142,500株
株式等保有割合	11.31%

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,463,700	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,037,600	100,376	—
単元未満株式	普通株式 600	—	—
発行済株式総数	11,501,900	—	—
総株主の議決権	—	100,376	—

(注) 1. 「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産（所有者名義「資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」99,900株（議決権の数999個）は、財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、当該株式は、従業員の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「完全議決権株式（その他）」の欄に含めております。

2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には当社所有の自己株式54株が含まれております。

②【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
ウェルネット 株式会社	東京都千代田区内幸町 1丁目1番7号 NBF日比谷ビル26階	1,463,700	—	1,463,700	12.72
計	—	1,463,700	—	1,463,700	12.72

(注) 1. 「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産（所有者名義「資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」99,900株（議決権の数999個）は、財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、当該株式は、従業員の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い議決権行使されるため、「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄に含めております。

2. 平成25年8月14日開催の取締役会決議により、平成25年8月30日付で自己株式の消却を行い、株式数は1,401,900株減少しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）については、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当第1四半期会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,560,606	14,562,937
売掛金	423,923	469,977
営業未収入金	1,255,819	1,042,613
有価証券	4,100,303	3,900,494
商品	2,792	3,157
仕掛品	133	884
貯蔵品	2,659	2,572
その他	121,679	128,651
流動資産合計	18,467,916	20,111,290
固定資産		
有形固定資産	507,957	514,471
無形固定資産	349,463	358,237
投資その他の資産	1,043,394	1,072,057
固定資産合計	1,900,814	1,944,765
資産合計	20,368,730	22,056,056
負債の部		
流動負債		
買掛金	299,869	319,757
営業未払金	2,421,851	2,109,699
収納代行預り金	* 8,940,082	* 11,040,241
1年内返済予定の長期借入金	20,000	20,000
未払法人税等	222,349	116,571
賞与引当金	—	24,504
その他	205,262	243,878
流動負債合計	12,109,415	13,874,652
固定負債		
長期借入金	10,000	5,000
役員退職慰労引当金	213,507	—
株式給付引当金	23,206	24,580
資産除去債務	6,550	6,574
長期未払金	—	119,007
その他	8,572	11,070
固定負債合計	261,836	166,233
負債合計	12,371,251	14,040,885

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当第1四半期会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	667,782	667,782
資本剰余金	3,509,216	3,509,216
利益剰余金	5,150,767	3,956,747
自己株式	△1,352,865	△145,573
株主資本合計	7,974,901	7,988,173
新株予約権	22,577	26,997
純資産合計	7,997,479	8,015,171
負債純資産合計	20,368,730	22,056,056

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)
売上高	1,812,371
売上原価	1,163,233
売上総利益	649,138
販売費及び一般管理費	235,680
営業利益	413,458
営業外収益	
受取利息	3,575
未払配当金除斥益	1,392
その他	715
営業外収益合計	5,683
営業外費用	
支払利息	119
営業外費用合計	119
経常利益	419,021
税引前四半期純利益	419,021
法人税、住民税及び事業税	116,527
法人税等調整額	38,454
法人税等合計	154,981
四半期純利益	264,040

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期累計期間(自平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

(役員退職慰労引当金)

平成25年9月26日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、支給済分を除く、打切り支給額の未払額119,007千円を固定負債の「長期未払金」に計上しております。

(四半期貸借対照表関係)

※1. 収納代行預り金

前事業年度（平成25年6月30日）

収納代行預り金は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が預金に含まれています。

当第1四半期会計期間（平成25年9月30日）

収納代行預り金は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が預金に含まれています。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費	57,097千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年9月26日 定時株主総会	普通株式	250,953	25	平成25年6月30日	平成25年9月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金を含んでおります。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は平成25年8月14日開催の取締役会決議に基づき、平成25年8月30日付で自己株式1,401,900株の消却を実施いたしました。この結果、当第1四半期累計期間において利益剰余金及び自己株式がそれぞれ1,207,106千円減少し、当第1四半期会計期間末において利益剰余金が3,956,747千円、自己株式が145,573千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、決済・認証事業を主要な事業内容とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	26円30銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	264,040
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	264,040
普通株式の期中平均株式数(株)	10,038,146
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	26円12銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	71,594
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 25年 11月 13日

ウェルネット株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 野 雄 一 郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 恭 仁 子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウェルネット株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第32期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ウェルネット株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。